

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 特殊な条約</p> <p>4-1 日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定（昭和31年条約第14号） この条約に基づき連邦墓地建設等のために連邦諸国（英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ共和国、インド及びパキスタンをいう。以下同じ。）から輸入される物品の取扱いについては、次による。 (1)～(4) （省略） (5) 輸入申告は、<u>駐日英国領事</u>が申告者として関係書類に署名して行う。</p> <p style="text-align: center;">（注）日本国内における墓地は、横浜市保土ヶ谷区狩場町に所在</p>	<p style="text-align: center;">第4章 特殊な条約</p> <p>4-1 日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定（昭和31年条約第14号） この条約に基づき連邦墓地建設等のために連邦諸国（英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ共和国、インド及びパキスタンをいう。以下同じ。）から輸入される物品の取扱いについては、次による。 (1)～(4) （同左） (5) 輸入申告は、<u>在横浜英国領事</u>が申告者として関係書類に署名して行う。</p> <p style="text-align: center;">（注）日本国内における墓地は、横浜市保土ヶ谷区狩場町に所在</p>